

国立大学法人京都大学教職員就業規則等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p><b>国立大学法人京都大学教職員就業規則</b> (平成16年達示第70号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(降任)</p> <p>第12条 教職員が次の各号の一に該当する場合には、降任させることができる。</p> <p>(1) 勤務実績不良の場合</p> <p>(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠く場合</p> <p>(4) 組織の再編、統合又は縮小等の事由による場合</p> <p>(中 略)</p> <p>(懲戒)</p> <p>第48条 教職員が次条の規定による懲戒事由に該当する場合は、これに対し次の各号に定める区分に応じ懲戒することができる。</p> <p>(1) 戒告 その責任を確認し、及びその将来を戒める。</p> <p>(2) 減給 1回の額が平均賃金の1日分の半額、かつ1給与支払期における給与の総額の10分の1を上限として給与を減額する。</p> <p>(3) 停職 1日以上1年以下の期間を定めて出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。</p> <p>(4) 諭旨解雇 退職を勧告し、これに応じない場合には、30日前に予告して、若しくは30日分の平均賃金を支払って解雇する。ただし、予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮する。</p> <p>(5) 懲戒解雇 予告期間を設けずに解雇する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則</b> (平成18年達示第21号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(年度一時金)</p>	<p>(降任)</p> <p>第12条</p> <p>(1)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p><u>2 前項のほか、教職員に対し、第48条の規定により降任をさせることがある。</u></p> <p>(懲戒)</p> <p>第48条</p> <p>(1)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3)</p> <p>(4) <u>降任 職階上の下位の職に降任させる。</u></p> <p>(5) (同 左)</p> <p>(6)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第62号) この規則は、令和6年9月25日から施行する。</p> <p>(年度一時金)</p>

改正前	改正後
<p>第31条</p> <p>2 前項の場合において、その者が次の各号の一に該当する場合には、年度一時金は支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 就業規則第48条第5号の規定により懲戒解雇された場合</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第31条</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 就業規則第48条第6号の規定により懲戒解雇された場合</p> <p>3～5 (同 左)</p>
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学外国人教師就業規則</b> (平成16年達示第74号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(解雇)</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第62号)</p> <p>この規則は、令和6年9月25日から施行する。</p> <p>(解雇)</p>
<p>第5条 外国人教師が就業規則第48条第5号に相当する非違行為を行った場合は、契約を解除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第5条 外国人教師が就業規則第48条第6号に相当する非違行為を行った場合は、契約を解除する。</p> <p>2 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第62号)</p> <p>この規則は、令和6年9月25日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学教職員退職手当規程</b> (平成16年達示第89号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(年俸制教員退職者及び自己都合等退職者の場合の退職手当の基本額)</p>	<p>(年俸制教員退職者及び自己都合等退職者の場合の退職手当の基本額)</p>
<p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、この規程により退職手当を支給する63歳年度末日までに年俸制教員となった年俸制教員(以下「年俸制教員退職者」という。)及び傷病又は死亡によらず、かつ、国立大学法人京都大学教職員早期退職規程(平成22年達示第23号。以下「早期退職規程」という。)第5条第1項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(就業規則第48条第5号の規定により懲戒解雇された者を含み63歳年度末日までに年俸制教員となった年俸制教員を除く。以下「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第3条 (同 左)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、この規程により退職手当を支給する63歳年度末日までに年俸制教員となった年俸制教員(以下「年俸制教員退職者」という。)及び傷病又は死亡によらず、かつ、国立大学法人京都大学教職員早期退職規程(平成22年達示第23号。以下「早期退職規程」という。)第5条第1項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(就業規則第48条第6号の規定により懲戒解雇された者を含み63歳年度末日までに年俸制教員となった年俸制教員を除く。以下「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>(中 略)</p> <p>(<u>俸給月額</u>の減額改訂以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定(俸給月額の改定をする規程が制定され、又はこれに準ずる細則等が定められた場合において、当該規程又は細則等による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額(教職員給与規程の指定職俸給表の適用を受けていた者については、総長が別に定める額)のうち最も多いもの(以下「特定減額前俸給月額」という。)が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1)～(2) } (略)</p> <p>2</p> <p>(中 略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 } (略)</p> <p>2</p> <p>3 教職員が退職し又は解雇された場合(第2条第1号から第3号に該当する場合又は就業規則第48条第<u>5</u>号の規定により懲戒解雇された場合を除く。)において、その者が退職若しくは解雇の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算は、引き続いて在職したものとみなす。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(懲戒解雇処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第12条 就業規則第48条第<u>5</u>号に規定する懲戒解雇の処分を受けて退職したときは、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度その他の事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。</p>	<p>(俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定(俸給月額の改定をする規程が制定され、又はこれに準ずる細則等が定められた場合において、当該規程又は細則等による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。)及び懲戒事由の区分における降任(<u>就業規則第48条第4号の規定による降任に伴い俸給月額が減額される場合に限る。</u>)以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額(教職員給与規程の指定職俸給表の適用を受けていた者については、総長が別に定める額)のうち最も多いもの(以下「特定減額前俸給月額」という。)が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1)～(2) } (同 左)</p> <p>2</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 } (同 左)</p> <p>2</p> <p>3 教職員が退職し又は解雇された場合(第2条第1号から第3号に該当する場合又は就業規則第48条第<u>6</u>号の規定により懲戒解雇された場合を除く。)において、その者が退職若しくは解雇の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算は、引き続いて在職したものとみなす。</p> <p>4～7 (同 左)</p> <p>(懲戒解雇処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第12条 就業規則第48条第<u>6</u>号に規定する懲戒解雇の処分を受けて退職したときは、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度その他の事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。</p>

改正前	改正後
2～5 (略) (後略)	2～5 (同左)  附則(令和6年達示第62号) この規則は、令和6年9月25日から施行する。